慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	慶應義塾大学文学部古文書室所蔵「園城寺文書」
Sub Title	
Author	中島, 圭一(Nakajima, Keiichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2015
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.85, No.1/2/3 (2015. 7) ,p.574(574)- 581(581)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	文学部創設125年記念号(第2分冊) 史料紹介：文学部古文書室所蔵の中世文書
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150700-0574

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大学文学部古文書室所蔵「園城寺文書」

中島圭一

慶應義塾大学文学部古文書室が所蔵する「園城寺文書」（整理番号NP03201）に関しては、かつて簡単に論じたことがある（中島圭一「古文書室所蔵の園城寺文書と東大寺文書」『史学』八一巻二・三号、二〇一二年。以下、前稿と呼ぶ）。巻子そのものには、園城寺由来の文書であることを示すような特記はなく、野村兼太郎による整理の段階で付されたと思しい題箋に「第五十九函／六」とあるのみである。しかし、張り継がれた文書がいずれも園城寺に宛てたものや、同寺領もしくは同寺が知行して不自然のない田地等に関わるものであり、しかも後掲の7号文書が中世には園城寺現蔵の文書と一体の手継文書であったことが確認できるので、もともと園城寺にあった一括の文書が流出したものと考える。明治十九年（一八八六）に内閣修史局が実施した園城寺の史料調査の記録に見えないので（東京大学史料編纂所架蔵影写本「園城寺文書」請求記号3071.61-10）、寺外流出はそれ以前の可能性が高い。

以下、それぞれの文書につき、概要を摘記しておく。

1　嘉暦三年（一三二八）十二月八日仁尊率分一分沙汰人職売券

楮紙（竪紙）　縦33.6cm×横51.4cm

園城寺は延文元年（一三五六）に「当寮領東三ヶ口沙汰人職」を安堵されており（『園城寺文書』第二巻　中世　五七号）、最終的に園城寺の手に入るこの権益に関わる手継文書の一つと推定される。売主の名前が難読で、本文中は「仏尊」、差出書は「仁尊」と読める。前稿では「紅尊（？）」としたが、「仏尊」と同じく、中世の人

が用いそうな法名ではないので、本稿では「仁尊」を採用した。

2　建武二年（一三三五）十一月十一日某下知状

楮紙（竪紙）　縦32.6cm×横49.9cm（下部欠損）

園城寺領粟津別保住人による殺害刃傷事件をめぐって、粟津五ヶ村生得神人が起こした訴訟に関わる文書で、後醍醐天皇の法廷で審理が行われた後、「貫首」に差し戻されたという経緯が知られる。「貫首」が園城寺長吏であれば、袖判は元徳三年に長吏となった良慶（一条家経息）のものか。「墓所」の法理（笠松宏至『日本中世法史論』（東京大学出版会、一九七七年））の適用が注目される。

3　暦応四年（一三四一）十一月二十日中庄天王社神田売券

楮紙（竪紙）　縦27.5cm×横46.9cm

粟津別保の中庄天王社の造営費用を捻出するため、公文・神主らが連署して同社神田を売却した証文。8号文書参照。

4　□応五年四月二十五日得女田地売券

楮紙（竪紙）　縦28.1cm×横37.0cm（左上部欠損）

別保（庄）の田地売券。年記が一部欠けているが、本文書以外はすべて年代順となっている現状の文書配列に意味があるなら、暦応五年の文書である可能性がある。

5　貞和元年（一三四五）十一月十三日彦次郎田地売券

楮紙（竪紙）　縦32.4cm×横45.4cm

売り渡された田地がある大津東浦は延暦寺領だが、膝下荘園の粟津別保と同様、園城寺の至近距離にあり、これ以後に寺僧が集積した土地の一つであっても不自然ではない。

6　応安元年（一三六八）四月二十一日今下浄通田地売券

楮紙（竪紙）　縦28.6cm×横39.3cm

売却された田地の所在が明らかでないが、字の「コホウ田」からみて、園城寺の護法社（『園城寺文書』第二巻　中世　二四号など）と関係する田地である可能性がある。

7　応永五年（一三九八）八月二十一日妙通田地売券

楮紙（竪紙）　縦30.0cm×横40.0cm

前稿で述べた通り、本文書と一連の手継文書であったのが、現在、園城寺が所蔵する応安三年（一三七〇）九月十八日円源田地売券（『園城寺文書』第二巻　中世六一号）である。その裏書によれば、円源が田地五段を売却した半月後の応安三年十月五日、土地が二段半ずつに分割されており、一方の田地を三〇年近く後に売却した際に作成されたのが本文書ということになる。その後、大永五年までにもう一方の田地と再び統合されて、五段一筆に戻ったものと推測され、大永～享禄に一段ずつ切り売りした旨のほぼ同文の裏書が、本文書と円源売券の両方に記されている。少なくともこの手継文書が証文としての機能を保っていた中世末までは、本文書も円源売券とともに園城寺に所蔵されていたに違いない。ちなみに、円源売券の法量は縦29.7cm×横40.0cmであり、ほぼ同じ大きさの本文書と張り継ぐにも相応しい。

8　応永十三年（一四〇六）九月十四日覚栄田地売券

楮紙（竪紙）　縦29.5cm×横45.3cm

3号文書における田地二段の買主覚音の孫が、田地三段を「三井寺定光坊」に売却した証文。田地が一段増えた経緯は明らかでないが、端裏書はおそらく同筆であり、本文書にいう「本券二通」のうちの一通が3号文書であった可能性が高い。代価が八貫文から十二貫百文と、ほぼ一・五倍に増えているのも面積拡大の比率に合っているが、百文という端数が生じている点を重視すれば、実は流質に伴って徳政回避のために作成された売券なのかもしれない（『中世法制史料集』第二巻　室町幕府法参考資料二四三条を参照）。

9　永享四年（一四三二）四月五日比丘尼了明田地寄進状

楮紙（竪紙）　縦33.5cm×横54.2cm

園城寺金堂（の本尊「弥勒慈尊」）への田地寄進状であり、園城寺に伝来するべき文書と言える。

10　明応元年（一四九二）十一月日円宗房代静林房泰禅目安

楮紙（竪紙）　縦32.5cm×横46.8cm

前稿で述べた通り、「伺事記録」延徳二年（一四九〇）十二月二十四日条（『室町幕府引付史料集成』上巻

所収）において、園城寺円宗坊清秀が室町幕府に当知行安堵を申し立てた所帯の一つに山賀郷があり、清秀の死後に幼少の後継者を「輔佐」する立場にあった静林房泰禅が、他の競望を棄却するよう申し立てた目安が本文書である。寺僧から「学頭中御集会」に対して行われた申し立てであり、園城寺に伝来するのが自然な文書である。

【凡例】

・各文書には便宜のために文書番号を付し、紙継目を表示する点線は省略した。

1

「□（端裏書）金堂灯明寄進證状」

沽却

内蔵寮山階四宮東三ヶ口

并音羽口率分一分沙汰人職事、

右件職者、仁尊重代相傳更

無子細所職也、而依有要用、相副

院宣・武家御教書并手継證

文等、直銭肆拾貳貫文仁限永代

幸徳殿仁所令沽却也、更不可有

相違状如件、

嘉暦参年十二月八日　　仁尊（花押）

公任（花押）

くわんゑん（花押）

めうたん（花押）

2

（花押）

粟津五ヶ村（除別保）生得神人等申

別保住人平三左近将監・肥後房以下□

殺害刃傷等事、就度々訴訟被經御

奏聞之處、為　貫首御計尋究□□

真偽可有其沙汰之由　勅定之間、度々被□

書下之處、不申是非之散状間、被差下□（御）

力者雖被召終以不及参對上者、□度殺□（害）

刃傷之條、不可遁其科者欤、所詮此上者不

従　貫首之御所勘由、重可被經御　奏

聞、墓所之段、同随　勅答可有其沙汰、先

早相従十一月祭礼之神役、穏可□□□□

御奉行法眼御房所候也、仍下知如件、

建武二年十一月十一日　年預沙弥定国（花押）

3

（端裏書）「二段柚町」

賣渡私領田地新券文事、

合貳段者、（限東ナハテ、南ヲカキル、限西ミソ、限北チルイ、）

在江（ママ）近国志賀南郡粟津別保領家方

公田柚町也、

右件田地者、中庄之天王神田也、雖然依有直用（ママ）々、現銭八貫文ニ限永代覚音

御房賣渡所実正也、但為當社造營也、

本券奇（寄）進状を雖可相副引失、■（仍）

そへす候、万一本券ありとかうして

其沙汰をいたさは、たう人たるへき

物也、後々末代いらんわつらいある

ましく候、。（仍）為後日證文状如件、

暦應四年十一月廿日

公文（花押）

神主（花押）

孝円（花押）

道智（花押）

4

（端裏書）「宮内」

賣渡　私領田地事

合貳段者、

四至（限東ヱレウ、限南□□テ、限西道、限北ツク田、）

在近江國志賀南郡別保庄内

地頭□□宮内、（新田壹反、斗田壹反、）

右件之田地者、得女先祖相傳之私領也、

雖然依有直要用、現銭拾八貫文仁

□教御房ニ所奉沽却實正也、

□下動乱紛失畢、千万後日ニ

□於違乱煩申者、可被行

□也、仍沽却候状如件、

□應五年四月廿五日

賣主得女（花押）

息女政女（花押）

夜叉女（花押）

閇女（花押）

5

賣渡　田地事

合参段者、（近江國志賀南郡、字大津東浦假屋河ナリ、）

四至限（東岸、限西河小ッカ、限南縄手川、限北○海、）

右田地者、彦次郎先祖相傳之私領也、雖然要用

在之間、現銭伍拾貫文仁芷田之五郎左衛門殿ニ限

永代賣渡申之處、実正也、但雖可副證文、依引失
不相副者也、万一此田之号本文書、違乱煩成者出
来者、盗人之可被處罪科者也、若猶煩事在之時者、
為請人沙汰可糺申者也、仍為後證賣券之状如件、
貞和元年壬申十一月十三日　賣主彦次郎（花押）
請人木端三郎（花押）

6
「（端裏書）□□のしやう□□□田の事、南一段、三通」
賣渡田地事
合壹段者、字コホウ田、四至堺本券文在之、
右田地者、雖為浄通先祖相傳之
私領、依有直要用、現銭捌貫五百文
限永代相副手継證文二通、所奉
賣渡南保左衛門三郎殿實正也、
雖經後々代々、更不可有他妨者也、万一
違乱煩出来之時者、以本銭一倍可致
弁者也、仍為後日沙汰之賣券之状如件、
應安元年己申四月廿一日
賣主今下浄通（花押）
同子息忠三郎
（継目裏花押左半分）

7
「（端裏書）しかのうりけん」
沽却　私領田地事
合貳段半者、字ナムラ川　分米参石六斗二舛五舛（ママ）
装束七舛五合
右件下地者、造洛惣郷後家妙正相傳之私領也、
雖然有直要、相副手次等、菊丸限永代
直銭肆拾壹貫文賣渡申之處、實正也、
万一違乱煩出来、又者云子息云親類子細
申事候ハヽ、本銭一倍仁加利ニ利お返々沙汰申
候へく候、尚以煩事候ハヽ、請人可被其沙汰
者也、仍為後日沽却状如件、
賣主妙性（花押）
請人性玉（花押）
請人上□（花押）
請人快瑜（花押）
應永五年戊寅八月廿一日
（裏書）「此田地五段之内壹段、極楽坊尊玖買得申者也、四至東限
極楽房田、西限三光院田、南有□口道、北土井アリ、仍為後日破
申裏者也、
大永五乙酉年三月吉日　尊玖（花押）」
「此田地伍段之内壹段之分、極樂坊尊玖買

得申者也、仍為後日破裏畢、
　大永六丙戌年十一月九日　尊玖（花押）」
「此田地伍段之内東方壹段之分、極樂房尊玖買
得申者也、仍為後日破裏畢、
　大永七□亥年六月廿六日　尊玖（花押）」
「此田地伍段之内東方壹段分、河原崎弥三郎吉久買徳
申者也、東方者限極楽坊田ヲ、西者限三光院田ヲ、
仍為後日破裏畢、
　享禄元戊子年八月廿七日　吉久（花押）」

8

「（端裏書）三段柚町、得分一石三斗五舛」
賣渡　私領田地新券文事
　合参段者、（但地得分別保公方斗定壱石参斗五舛也、）
　四至（限東ナハテ、限南タカキナハテ、限西ミソ、限北地ルイ、）
　在近江國志賀南郡粟津別保領家方
　　公田柚町也、
右件田地者、中庄覚栄自祖父覚音重
代相傳私領也、雖然依有直要用、現
銭十貳貫百文、限永代三井寺定光坊
御房本券二通相副、奉賣渡處實
正也、讓状ハ余ノ下地在之間、即うらをワ
りをワんぬ、於子々孫々不可有違乱煩者
也、仍為後日證文状如件、
　應永十三丙戌年九月十四日　覚榮（花押）
　　新六（花押）

9

寄進
　於園城寺金堂可被追善田地事、（四至已下如本券文、）
右件貳段下地者、（比丘尼了明）累代相傳田地也、依有
志趣、本文書四通相副、弥勒慈尊仁奉寄進
處也、但此二段毎年土貢七斗代（無員米、）都合壹石
四斗之内（一斗者（綿）織庄内千手堂燈明料寄進申、三斗者例年金堂後戸斗之、殘定米一石弥勒寄進申也、）
夫娑婆電光之國、誰免無常之悲、分段生死
之郷、難緩有涯之剋、仍擎此方袍之具、抛彼黄
泉粮悲哉、獨流血涙之眼泉、老無一子宿拙
病死之患、誰抽紫笋於雪林、誰拂己室之塵
炭、噫山川藪澤何處無形骸、六道輪廻之間、
誰非親子、生々世々之恩愛、争可有厭捨、依之
以（徴）小報恩預廣大廻向、煖寒木於大智曰、
涙變蒼柏之煙、霑朽壤於甘露之泉、手施白
蓮之種、劫石雖磷願主之印不刓芥城、縦盡不

退之勤行者、長及慈氏下生暁、有罪無罪皆成
佛道、仍所寄進如件、
永享肆年壬子四月五日　比丘尼了明（花押）
（継目裏花押左半分）

10

目安　　圓宗房代靜林房泰禅言
右、円宗房領江州山賀郷代官職事、自
等持院殿御代有由緒、于今相續無相違之處、
故坊主清秀他界之刻、号無主地、卿公賢任就
内外令競望云々、甚無其謂、清秀入寂之時、重々
申置伽耶坊僧正、仍彼僧正又被申付尊千代丸
畢、幼少之間、房中已下泰禅輔佐處、号無主地之
條驚存者也、加之、申成権家之御口入致競望事、
於自今已後亦如此子細出来者、自他坊中可為難
儀、凡寺中大法、十七箇条、諸師跡之坊領等、卒尓之競
望被停止云々、若然者、且云無理、且云違大法、就中年々
公用進納一段、有御糺明之目、以請取等可申明者也、
所詮、早退競望之輩、任道理之旨急給補任状、可
運送年貢者也、右条々學頭中御集會可被申
披露之状如件、
明應元年十一月　日